『覚禅鈔』「六字経法」について

はじめに

上川通

夫

間にわたって編述作業を継続した。一四〇巻ほどある『覚禅鈔』には、寛信(一〇八四~一一五三)―興然(一一二 れることとなった。『覚禅鈔』はその代表例である。小野流真言僧覚禅(一一四三~一二一三年以降)は、活動全期 と、などに表れている。造寺・造仏の急増は、修法の頻繁化と多様化に結びつくと同時に、その過程で参照され書写 された文献(聖教) 寺長者や尊勝寺小灌頂阿闍梨などの人事に院が介入したこと、野沢十二流などといわれる諸流派が一斉成立したこ 僧綱制を統括させたこと、四灌頂 た。天皇家血族を入寺させた仁和寺御室を法親王とし、大規模造営された六勝寺の検校や総法務に就け、再編された 十二世紀前半には、白河院を核とする国家の権力中枢によって、密教が占める国制上の位置が一拠に引き上げられ ―覚禅などという法脈を中心とする情報収集によって、白河院政期から後白河院政期の歴史記事を多 の蓄積につながった。院政期に、秘密仏教の書面化が進むが、さらに類聚されて修法便覧が作ら (尊勝寺・東寺・最勝寺・仁和寺観音院の各結縁灌頂)を国家法会としたこと、東

この稿では、『覚禅鈔』 の一巻、「六字経法」を取りあげたい。極めて限られた対象であるが、 院政期仏教の具体像

七

を知る重要事例だと思う。ひいては、東アジア世界との関係の中で成立した日本中世仏教の特質が、 一部ここから考

察できると思う。

『覚禅鈔』 「六字経法

等を描いて、本尊とした(『別尊雑記』第十一「六字経」裏書「忍海次第」)。白河院政期に活躍した範俊(一〇三八~ 四六)は、自ら創案した「六字経曼荼羅」、つまり釈迦金輪の周囲に六観音を配し、下方左右に不動明王と大威徳明王 音または聖観音を本尊にする調伏法を規定した(『要尊道場観』巻上「六字経法道場観」)。ついで仁海(九五一~一○ 次の諸点を確認しておきたい。⑵この修法は、東密・台密ともに行う。東密では、淳祐(八九○~九五三)が、六観 が行われた。一方、台密では、皇慶(九七七~一○四九)以来、聖観音を本尊とする息災法だった(『四十帖決』巻第 が息災法と調伏法に用いたが、小野流では調伏法に限定され、特に小野勧修寺流でのみ六字明王を本尊とする調伏法 七「六字」)。のち調伏法ともされた。川船上で行う「河臨法」を加えるのが、台密の特徴である。 一一一二)は、六字明王を本尊とした初見で(称名寺本『六字経法』)、自身の考案によるらしい。東密では、広沢流 六字経法については、 津田徹英氏の専論で、基本的なことが明らかにされている。まず津田氏の研究に依拠して、

本稿で考察するのは、六字明王を本尊とする、小野流の六字経法である。

どを用い、 書には、「元暦二年正月廿八日未尅交点罼 覚禅は、この六字経法について、一巻をあてて編集している⑤。元亨四年(一三二四)の古写本、 編集している。型。異説など多少複雑な記事配列だが、まず以下に、修法再現の便覧としての順序に従い、 他の巻と同様、 寛信の『伝受集』『小野類秘鈔』など、小野流聖教を中心に引用し、他に経軌や天台説な 覚禅集」とある。元暦二年(一一八五)をあまり溯らない時期の作成と見 随心院本の

一層簡略に必要事項を取り出してみたい。

明王)と六字曼荼羅の二説あること(「曼荼羅異説」)、修法壇三様の平面図、について述べる。 初に、 修法の典拠を列記した「具書」、実施例に触れた「勤修記」(ともに次節で考察する)、本尊が六字天(六字

た文書は、歴史史料としての考察に値するものが多い。恐らく同じ機会に作られたと思われる、連写された文書三通 次に、実施に先立って、 壇主と担当僧の間で取り交わされる文書(「請書」)を例文として載せる。 覚禅が写し取

〈史料1〉(大治四年)月日、鳥羽上皇院宣写

を左に掲げる⑸

為長日不断之行法、可」宥 院宣云、一天之下無」非王土、緇素誰人非公民、乎、就中等詩、 雖為仏徳 御気色所と 豈非 候也 朝恩乎、 謹言、 件呪咀之由、 而近年偏伴 所、被 逆臣謀反之党類、 仰下也、 且開白已前、 **偸奉」呪** 年来殊浴 . 咀公家 、、、、 早可。令、参上、給、、 無涯之朝恩 仍自 明日 修 六字法 委曲面前可」被 高加 綱維之崇

月 日某

〈史料2〉 (大治四年)月日、寛信請文写

謹賀

院宣状事

右、 之思、 雖 |末代 、 争無 現罰 乎、但件秘法者、 自.来十一日、 所。令 勤修 修 六字法 、長日可 也、 殊此御用意可、候歟、 殊云 」勤 仕御祈禱 之旨、 ·願主之檀那 云·勤行阿闍梨·、 且又只今企一参院一可」承一綸旨一候、 謹以承候畢、 某偏忘. 共起 大慈大悲之心 恐々謹言、 朝恩 相 伴逆臣之条、実 住 利益衆生

月 日某

〈史料3〉大治四年十一月十七日、大法師寛信六字経法支度写

注進 六字経御修法一七箇日支度事

合

蘇密 名香 寒

(中略)

右、注進如」件、

大治四年十一月十七日 大法師寛―

保安三年(一一二二)から大治四年(一一二九)一月十九日の死去まで権中納言であった(『尊卑分脈』)。真言宗勧修 考えられる。そして、掲出された文例は、大治四年の六字経法実施事情を固有に語っており、内容からも同年である もあったことを示している。したがって、この三通は別の事例なのであり、大治四年の修法をめぐる一連の文書だと 安年中支度同」之」という書き入れは、同趣旨であろう。つまり両書き入れは、これらの文書以前に保安五年の文書 寺流の祖とされる寛信は、その実弟であり、相連携しての白河院への奉仕はあっただろう②。保安五年(一一二四) 枇杷殿、修」之、奉行中納言顕隆、已上二通為:用意・書・入之・」、という書き入れがある(6)。 ことがわかる。 月二十四日から二月十六日に寛信が修した例があり、それに該当するかもしれない。。〈史料3〉のすぐ後の、「保 〈史料1〉〈史料2〉は、雛形として写された際、実際の日付が取り除かれた。〈史料2〉のすぐ後に、「本院御 藤原氏勧修寺家の顕隆は

をもって興福寺別当法印玄覚 上皇が独自に採った政策としてすぐに表れたのは、 まず、これらの文書に関係する事情として、次の件がある。大治四年(一一二九)七月七日の白河院死去後、 興福寺系僧侶ではない仏師長円を、 (師実息) 住房に行った長円は、奈良坂で大衆に暴行された。鳥羽院は即座に強い態度 興福寺大仏師に任じようとした。ところが同年十一月、院宣と関白忠通消息 対興福寺強硬策である。鳥羽院は、寵愛する女房三条殿の後見人

の後天承二年(一一三二)に復しているものの(『僧綱補任』、『興福寺別当次第』)、院による興福寺への介入攻勢が続 で臨み、 「法印房中執 群議なく自専で、 券威 之輩」 関白忠通への連絡などもなく、検非違使らを南都に急行させて、悪僧らの張本人として を追補させた(『長秋記』『中右記』大治四年十一月十一日条)。別当玄覚は解官され、そ

くことになった⁽⁹⁾。

られている(『中右記』 与えて帰洛させている(『長秋記』大治四年十一月十一日条)。また上洛して検非違使の下で下手人の譴責に当たらせ 官の理由にもなっていない。上皇の意識的な過剰反応なのかもしれない。 れた「某法印」とは、 宣で王土公民の考えを述べたあと、「逆臣謀反之党類」(興福寺大衆)の側に立って「呪 よく知られた右の一件に関係して、鳥羽上皇が六字経法の実施を命じていたことが、ここに判明する。〈史料1〉院 興福寺別当玄覚であろう。玄覚は、襲われて衣装や乗物を奪われた長円に対し、すぐに代替を 同年十一月十五日条)。呪詛したという事実は、貴族の日記類に全く触れられていないし、解 ・咀公家・」したと決め つけら

修法が始められたことになる^(①)。 曉に代わる、露骨な人選である。寛信はこの年晦日、元興寺修造賞という名目で権律師に就いているが(『僧綱補任』、 が、寛信である(『僧綱補任』 退するに追い込まれた のの大衆に追却された、という永久四年(一一一六)の過去がある(『三会定一記』)。今回も、 『東寺長者補任』)、実質は、 磨国 しかも、 [書写山に追放されており(『中右記』)、その結果、翌年勤める順序だった宮中御斎会と薬師寺最勝会の講師を辞 長円襲撃の張本の一人として拘束された恵曉は、この年の興福寺維摩会講師だった。十一月二十九日には 寛信請文写に言う日付が正しいとすれば、長円事件が貴族の日記に書かれた十一月十一日には、早くも (『僧綱補任』大治四年条、『三会定一記』大治四年条)。代わって二会の講師に任じられ 新治天たる鳥羽の近臣僧侶としての優遇であろう。この寛信が、 同前、 『東寺長者補任』仁平三年条)。寛信は、強引な人事で維摩会講師に任じられたも 六字経法の担当者であ 「院勘当」を受けた恵

以上は、修法の準備段階の記述をめぐる考察である。次に、「行法」を開始して最初に読まれる表白がある。 掲げら

れた例文は、 やはり玄覚調伏を目的とする際のものなので、 あわせて見ておきたい

〈史料4〉 大治四年十一月、六字経法表白

者也、 呪、堅,百年之寿命,、仮摸,尊像、満,無辺之所求、手持,大刀、更払,怨敵、 以」之深仰.明王之本誓 、却.万悪 南瞻部州大日本国太上法皇、荘 六字明王、内秘-慈悲之心 、外現-忿怒形 、黒色威猛之形、偏伏-悪人 、真言難思之力、 木無」言、 依」之殊凝一心之懇誠、修長日之行法、成弁無辺悉地、 呪猶」生 枝葉 、人倫之有」情、祈早有 感応 、帝釈奉仕、 国家 企 謀反、或諸 霊社 呪 厳秘密道場 忝信.三宝教法、満.衆願 ^{⋒→⊕}、 咀公家 、或祈 三宝 勤 修六字明王法 奉、悩 御事有、 施護持於一天、 可」在 此尊威力、 今法摧 夭恠 之利釼、 大願旨趣何者、 君主、誠是旃陀羅類也、 首現 四王恭敬、 此 **虵**頭、 忽除 有 除 悪人、 能滅 厭魅 、 興 利益於万願 病患 **豈無** 妙薬也 忘 現罰乎、 朝恩 結 草 神

きる。 先に述べたように、興福寺別当玄覚が、本当に呪詛を行ったかどうかは不明である。事の性質上、 一方、鳥羽院が呪詛を命じたことは、秘密仏教の文献に伝えられた記事を読むことで、明白な史実として認定で 表白には、修法に込めた理念が語られる。ここで 良限明察本事面之 史料に残りにく

は、

方的な鳥羽院の言い分を捉えておきたい。

るのだという正当化論理である。それは、〈史料2〉 寛信請要求している。ただそれは、忿怒形の六字明王が内に慈悲供して欲しい、という。実質的にこの願いは、玄覚の死を身につけた太刀や蛇頭で象徴される威力によって、悪人をから処罰を受けて当然だという。そこで六字明王を恃み、「一悪人」は、神仏に祈って謀反を企てた「旃陀羅」だ



NII-Electronic Library Service

る呪殺(度脱)の論理である(旦)。いをもつ、というのと呼応している。密教の一部に見られ文写で、依頼主と担当僧が、慈悲心をもって衆生を救う思

と考えられる(空)。
と考えられる(空)。
を考えられる(空)のでもないだろう。長円事件の前提を用するとも思われない。また鳥羽院の政治目的が、玄覚個用するとも思われない。また鳥羽院の政治目的が、玄覚個

項目を立て、順次説明がある。まず小項目を列記しておく。 さて『覚禅鈔』「六字経法」には、「行法」の項目内に小

③表白 ⑤尊像 ⑥印 ④真言 ⑧道場観 ①字輪観 ⑧讃

ついで、 阿闍梨が行う右の「行法」に並修される「伴僧所作」について、同じく小項目を立てて説明されている。 ①三類形

は、この一巻の各所にわたっている。『覚禅鈔』特有の未整序さがあるが、ここでは主要部分の概略を辿るのみである。 記述が終わる。 このあと、修法内容の報告書兼護符である巻数の書様が示され、 h 護摩壇図 ただし、ここまでにも異説が多く挿まれていたが、この後にも少し続く。裏書として加えられた記事 ①射六方事 ⑥結線事(解線を含む) 巻数を用いた「結願作法」が述べられ、一通 ①護摩(部主段・本尊段・諸尊段・施天段 りの

聖賢阿闍梨(一○八三~一一四九)の口伝として、「於・六字法・者偏外術也、 方に蹴り上げる特徴など、 ⑥尊像は、 「黒色威猛之形」とあり 調伏の場合の六字明王像が説明され、図像が載せられている。[図1]がそれである。 慣れた筆緻の『図像』巻第三⁽³⁾に収めるものが、参考になる([図2])。 (先掲史料4)、

⑤尊像にも「黒仏」と伝えられている。

愛知県万徳寺本『覚禅鈔』には 就中黒色六臂像、 白河院時鳥羽僧正自 ③表白の文中に 右脚膝下を左後



「図 2] 『図像』六字明王像

三井寺経蔵 られている。これらのことについては、後節で考えるが、ここではまず、異色の形像だったことを確認しておきたい 安置された丈六の六字明王像七体について、「不」知:慥 .被」取ぶ、」と記されている(型)。また、『中右記』大治二年(一一二七)三月七日条には、 説、只近代本院令」信給也」という権僧正勝覚の言葉が伝え 法勝寺薬師堂に

⑥印は、六字明王に相応する手指の姿態だが、覚禅は、「摧破義也」「調伏義也」との伝を加えている。

伝をもつ、「佉知佉注佉毘知緘寿緘寿多知波知」だという。もう一つは、何故か裏書だが、「唵魔抳鉢訥銘吽」であり、 六字明王の真言である⁽⁵⁾。注目すべき真言であり、後節でとりあげる。 ⊕真言は、①で唱える真言の説明で、二種を挙げる。一つは、かつて仁海(九五一~一○四六)が誤記したという

王の真言を唱えることの指示である。そして、勧請した六字明王への発願・礼仏などや、部母たる白衣観音の加持と 以下、 阿闍梨によって六字明王を想念する④道場観と①字輪観、ならびに六字明王真言をはじめ、 諸仏 明

続き、①四方法菩薩への讃にいたる。

に弓を放つ)として模擬的に「怨家射払」すること、これらの宗教的暴力性はすでに注目されている③。ついで、⑥ ①三類形(人形・天狐・地狐)に「呪咀怨家姓名」を墨書して炉で焼くこと、①射六方事 結線を護摩壇に張り、また解く作法が示され、①護摩の諸作法が詳細に示される。 次に、六人の伴僧が行う護摩壇での所作が記されている。⑥護摩壇図に多くの弓箭や太刀が並べられていること、 (東・南・ 西・北・上・下

祈願を込めた正文を施主に渡すが、案文はここで読まれ、 最後は、一連の行法を締め括る、「結願作法」である。 先述したように、 担当僧側に留められる。 巻数は、 修法内容の報告書兼護符である(エン)。 この節の最後に、覚禅が掲げた例

(史料5) 大治五年七月二十八日、六字経法巻数案

を掲出しておきたい。

秦 · 供 六字御修法所

大壇供七百十四箇度

護摩供七百十四箇度

諸神供一百二箇度

奉」読

仏眼真言七万六千返

大日真言七万六千返

大威徳々々七十六万返

聖観音々々十五万二千返本尊々々七十六万返

千手々々十五万二千返

十一面々々十五万二千返如意輪々々十五万二千返

准胝々々十五万二千返

馬頭々々十五万二千返

右、

奉為

百四十八箇日夜之間、率 六口伴僧 、奉、修如、右、

太上法皇御息災安穏増長宝寿御願円満

始」自

. 大治四年十一月二十七日 、至. 于今月今日 、并二

大治五年七月二十八日

阿闍梨権律師法橋上人位寛信

ている筈である。〈史料5〉は、その直後、十一月二十七日から改めて開始し、八か月間にも及ぶ実修である。ことは、 見すると、〈史料1〉~〈史料3〉で始められた六字経法の結願かと見紛う。しかし先に見たのは七日間で終了し

な呪詛法を極秘で継続させた新治天鳥羽の、 すでに辞任した興福寺別当玄覚一人を狙うものではあり得ない。 面 が記されたのではないか。具体的事情を推測させる手がかりは、 尋常でない政治意志の存在のみ、 息災安穏を祈ったというが、 秘されて不明なままである。現時点では 思い描いておきたい 残される文書には

一 六字経法の本説と先例

尊星王像を参照・改変して創られた像であることを、 観音像六体の各丈六像を統合する意図から出 う証言である。たびたび引用される『中右記』大治二年(一一二七)三月七日条を、ここでも掲出しておきたい^(※)。 余りある。ただここで記主藤原宗忠が「不審」と見たのは、形姿や持物等、類例を見出せない彫像の様式にあるらし 六字経法についてよく知られているのは、[図1] [図2] のような六字明王像が、 院政期密教の新奇特異性と院の奢侈性・恣意性を見られた。 導師勝覚の証言によれば、 ·養された法勝寺薬師堂の六字明王像は、七体の丈六像(四・八五メートル)であるから、その異様さは 者、不」出」従」経也、弥以不審、今日心閑奉」見之処、丈六立像、其色紺青、頂上件面現、忿怒、有二六臂二足、 今日、於.法勝寺薬師堂、有.御仏供養、依、催、午時許、参.法勝寺薬師堂、、南面安.置丈六之六字明王七体」、 王不上出 件仏像、石見守資盛成功が、(中略)暫言談之次、問云、此六字明王ハ出」自:真言教 攷如何、権僧正答云、此明 六臂捧, 日月并剱鉾、、於, 二臂, 者作, 印也、大座辺作, 十二神形, 也、像之為体誠有, 恐、如, 此事言談、相 顕密 不り知 ..慥説 、只近代本院令」信給也、但本有...六字経六字法 、 是六観音也、 顕密の慥かな経典に説かれていない、本院白河の信仰対象だという。 た、 呪術信仰の極限を表す像だと指摘された。 図像と文献から実証されたい。これらの研究により、 中野玄三氏は、 法成寺薬師堂の七仏薬師像七体と六 本説のない、 津田徹英氏は、 異色の形姿だとい 然而於 速水侑氏はここ 六字明王 天台宗の 推測して 此明王 彼

げるのは妥当でないことを確認しておきたい。

像が白河院政期に案出された様が、明瞭になった。

尊とした六字経法が、主に天台宗で実施された諸例も知られている。しかも、六字経法の根拠となる経典類には、 を手がかりに考えてみたい。 白河院辺りによる六字明王像案出に結びつく、特殊な事情を窺わせるものがある。この点を、『覚禅鈔』「六字経法 ただし、六字明王像の案出は典拠をもたないが、六字経法には典拠がある。摂関期に、六観音を配した曼荼羅を本

覚禅は、 他の多くの巻と同様に、 修法の典拠となる「具書」 の項を、 冒頭に配した。六字経法については、 次の七

種が列挙されている。

①六字神呪経一巻 菩提流支票 (2)

②六字呪王経一巻 五枚(記)

③六字神呪王経一巻 流布本 (23)

④六字陀羅尼呪経一卷 (校(24)

⑤聖六字大明王陀羅尼経一巻 (紫)(窓)

⑥六字経験記一帖 道邃三藏義真記、小野経藏在之、(26)

⑦六字経法二帖 成云、経與有之云々

観音法の項に、六字経法の関係経典が見える。そこには、右に挙げたうちの①~④が含まれている。 津田徹英氏が指摘されるように、安然(八四一~九一五頃)編 『諸阿闍梨真言部類惣録』 卷上 「諸観音部第九」 聖

短く引用するが、主尊に関係しない部分である。覚禅は通説を踏襲したに過ぎないのだろうが、六字経法の典拠に掲 ることがあり、 右の内、①『六字神呪経』と⑥『六字経験記』は、六字文殊法に関するものである。六字文殊法は、調伏目的に修され 真言の字数は六である点で、似てはいるが、六字経法とは別である。本文中には①を一回、 ⑥を三回

『六字経法』は、 覚禅と同時代の仁和寺御室守覚が著した『秘鈔会』 巻七「六字法」に、 同じ書を挙げた上で、

観音法也」と注している。

息災を祈る際の典拠である。

広本が③ 羅」という表現は、 容で共通する⑤。前節でみた陀羅尼の一つ(「佉知佉注……」)や、〈史料4〉表白にある敵方の呪詛主体への「旃陀 『聖六字大明王陀羅尼経』を含め、②~⑤は、陀羅尼の呪力で怨敵等からの難に対抗することができる、と説く内 『六字神呪王経』で、陀羅尼部分を中心とする略本と見られるのが④『六字陀羅尼呪経』である。 調伏を目的に六字明王を本尊として祈る六字経法の典拠である。 ②③に見える。 2 『六字呪王経』と同 そして、 内 容 の増

は、 ることである。この経典は、北宋朝のインド経典請来ならびに翻訳事業の中で、インド僧施護が北宋端拱元年(九八 止まらない能動的採用は、時代を画す特殊事情と関係する可能性がある。 八)に訳出したものである(3)。 注目したいのは、 あまり関係のない六字文殊法の文献を並べて正統性増強を図ったごとき、 (『参天台五台山記』熙寧六年四月十三日条、六月十二日条(ミョ))。北宋の新訳経典が典拠の一つであること ②~④が七世紀までの漢訳であるのに対し、 日本へは、入宋僧成尋が購入した版本群に含まれ、一〇七三年(熙寧六、延久五)に (5) 『聖六字大明王陀羅尼経』 付加的事項であろうか。受動的入手に が 「録外」とされて

平興国八年 覚禅鈔』「六字経法」に引用するもので、とりわけ注目されるのは、『大乗荘厳宝王経』である。この経は、 覚禅は、 荘厳宝王経四云、 字大明王足下 「具書」の項で典拠を列挙するだけでなく、他の経典類や日本僧の口伝・聖教類を、本文に多く引用する。 (九八三) に、インド僧天息災が訳出した(※)。 左手持 安天人、 無量寿如来右辺安 持大摩尼宝菩薩 蓮花 、[於 蓮華]上 中安 摩尼宝 、右手持 数珠 、下二手結 一切王印 [種種莊厳、] 右手執 香炉 出於 引用は三か所ある。 左 [手 掌] 鉢[満] 盛諸宝 仏左辺 安 六字大明王、 (〔〕は大正新脩大蔵経本による校訂。以下同じ。) 一つは、「曼荼羅異説」の項にある。 四臂肉色白 [於] 曼荼羅四角 此印可」每、 [如]月色、種 又云、於六 列 北宋太

一つは、白描で示された「尊像」に近い部分の裏書である。

荘厳宝王経三云、彼観自在菩薩摩訶薩、 有 六字大 [明] タラニ・、 難」得 日々 得

具〕六ハラ密[多]円満三次

三つは、「真言」の裏書である。

荘厳宝王経云、 有」得此六字大明王陀羅尼者、是人貪嗔癡三毒、不」能」染」汚、 明日、

宮 耳侧甲 强 奏

晚 月 魔 捉 鉢 訥 銘后 件引

日々得、具六ハラ密円満、玉々、六合天地四方也、(同経巻四からの抜粋。)中、「別対・領」語(第一年)

きない記述である 尼の功徳と、その文言が「唵魔抳鉢訥銘吽」であることを記す。「六字」の由来たる根本の真言として、欠くことので 黒色と異なる。持物なども一致しない。やはり白河院辺による案出説は動かない。引用の二、三は、六字明王の陀羅 つ目の引用は、六字明王の形姿を語る部分である。しかし経典では、四臂で白色とする点で、院政期日本の六臂

能」という見出しのもとに、同経巻第四の文をごく短く引いている。 者四臂也、見形像者六臂也」と注し、実際に用いている六字明王像との違いを述べている。これとは別に、「六字呪功 項には、「形像」に関する文を二か所引いている。『覚禅鈔』が引用するのとほぼ同じ部分だが、寛信は、「私云、此像 『大乗荘厳宝王経』は、覚禅以前にも、六字経法の典拠として採りあげられている。寛信『小野類秘鈔』「六字」の

世流布像頗違」之」と注している。もう一つは、陀羅尼に関する部分で、「唵摩抳鉢訥銘吽」とその功能を、 二か所を引く。一つは、六字明王の形姿に関する部分で、『覚禅鈔』とほぼ同じ箇所である。その末尾に元海は、「但 いる。そこでは、「不」知言説所」、故人多迷」之、近来出来明王也、見言荘厳宝王経。」と注した上で、 醍醐寺僧元海(一○九三~一一五六)の『厚造紙』には、「六字経法」の項に次いで「六字明王」の項を別立てして 同経巻第四 巻第四の 一から

各所から抜粋して、少し長く引く。

ていた。 の主要典拠と見做されていたらしい。同時に、六字明王像が経典から離れた近い時代の創造物であることも、 寛信や元海、 両小野流僧の書が六字経法の典拠として引くのは、『大乗荘厳宝王経』のみである。同経は、 六字経法 知ら

請来段階では特に注目された形跡がなく、成尋請来以後に改めて注目されたと考えてよいかもしれない。 間もない『大乗荘厳宝王経』の写本が、ここに含まれていたのではなかろうか図。もしそうであれば、 皇帝太宗から版本大蔵経の他に「新翻訳経四十一巻」を下賜されている(『奝然入宋求法巡礼行並瑞像造立記』)。 東大寺僧奝然が請来した可能性もある。『厚造紙』「六字明王」の項には、「荘厳宝王経云」と注している。奝然は 尼経』と同じく、一〇七三年に成尋が版本を送った⑶。しかし、それ以前、九八三年に入宋し、九八六年に帰国した 創案を含む、六字経法の展開に関係する歴史事情が、その背景にあるのだろう。 この『大乗荘厳宝王経』は、 先にも述べたように、北宋朝で九八三年に翻訳された。日本へは、『聖六字大明王陀羅 同経は、 六字明王 翻訳

は、 そこで、六字経法の展開について、 津田徹英氏の論文中に一覧表があるのでい、依拠して探ることにする。 摂関・院政期における事例の概略と、その特徴を見ておきたい。 詳細につ 1 7

や空海・真雅に先例を託す天台と真言の言説が出るがい。、 初見は、 長保元年 (九九九)に、 山門の皇慶が伊予守藤原知章のために、任地で修したものである。後には、 実際は、 角然帰国以後である点を確認しておきたい。 円仁

次の例は、 醍醐寺僧仁海が、寛弘五年(一〇〇八)に東北院で修した息災法であり、この間に敦成親王(のちの

条天皇)が産まれたという(『小野類秘鈔』)。

後冷泉天皇のため。 その後しばらくは例を確認できず、十一世紀後半に急増する。天喜元年(一〇五三) (一〇七四 康平七年 (一〇六四) 山門頼昭、 於岡野之摂津守家 山門長宴、 (檀越は新宰相若狭守)。承暦元年 (一○七七) ─寺門永懐。承暦 於富家殿。 延久三年(一〇七一) 山門仁暹、 山門長宴、 大井河で河臨 法、

良意、 門覚尋、 二年(一〇七八)-於宮中、 於但馬守橘俊綱臥見別業、 鳥羽天皇のため。 山門長宴、於富家殿。承暦三年(一○七九)—山門長宴、 白河天皇のため。 同年 山門良真、 桂川で河臨法。 於法勝寺。承暦四年 (一〇八〇) 寛治元年(一〇八七)— Щ 寺門

右の諸例は 尽く天台僧が担当している。摂関家を中心に、天皇や受領が檀主となり、主に息災法として行わ れ た

期台密が、 敷」「人師巧恵也」「未」得.本説:」「無..本経軌.」と言われており、天台宗で考案されたことがわかる。 は天喜元年(一○五三)であり、この時は、東寺僧や大井川辺雑人が市を成して見物したという(『阿娑縛鈔』)。 という。途中、陰陽師または伴僧が中臣祓を読むなど、七瀬祓が取り入れられている。この河臨法は、「我朝人師所為 法がある。 天台僧が行う六字経法では、結願日(主に七日目)に、河臨法と呼ばれる、 『阿娑縛鈔』に詳しいが、木津川や大井川を航行しながら、淀・鳥羽・桂の住人を兵士人夫に動員して行う 固有の改変を敢行していた一例と見ることができる。 船二艘の上に壇を設けて修す独特 河臨法の初見 当該 の作

台密の六字経法は、その後の実修例も多い。一方、十一世紀の末頃から、東密の担当事例が出現する。

覚行、 0 勧修寺寛信による興福寺別当玄覚調伏、 <u>H</u> 醐寺勝覚、白河院のため。 (一一〇九) ——仁和寺寛助、 嘉保二年(一○九五)─―於法中私房、等身の六字明王像、堀河天皇の病気平癒のため。 醍醐寺勝覚を導師とする法勝寺薬師堂の六字明王の丈六像七体供養、 於院御所、 金銅製六字明王像、 白河院のため。 同年——仁和寺覚行、於仁和寺西第二僧房、 堀河天皇病気平癒のため、 於真言院、鳥羽天皇のため。以下散見され、 康和五年(一一〇三)―高松殿カ、 などと続く。 願主備前守源国教。 白河院のため。康和二年(一一〇〇)―仁和寺 若宮宗仁のため、 そして前節でみた大治四年(一一二九)の 本節冒頭に引用した大治二年(一一二七) 同年―醍醐寺勝覚、東宮のため。天仁二年 願主白河。長治二年 承徳三年 (一〇九九) 醍

醍醐寺や勧修寺の真言僧は、『大乗荘厳宝王経』などを典拠に、 六字明王像を据えて、調伏法として修す場合があ

うに、 担当としたそれ以前との時代を画す。では、どのような新しい事態を見出しうるだろうか。ことは仏教史上の画期に 関係する可能性があり、次節で追求してみたい。本節の最後には、東密の新しい六字経法の出現時点の事柄について、 右の諸例すべてについて真の目的を探るのはむつかしいが、 権力中枢の政治闘争と無関係とは考えにくい。このような真言僧による六字経法の実施の始まりは、 前節でみた鳥羽院の息災祈願の実が呪詛であっ 台密を主

今少し明確にしておく必要がある。

確な記事を見出し得ていない。 という。一大企画としての仏事の中で、六字経法についての担当僧等、 施された。その一部として、清涼殿二間で三口の僧によって六字経が読まれたが、これのみが 癒などを目的に、大規模な仏事が催された。大極殿千僧読経、大般若経一日書写供養に続く一切経読経をはじめとし 十四日条裏書に、等身の「六字天王」像を造立したことが見える。この日は、白河上皇の主導で、 て、仁王講や最勝講、 右に述べたように、東密の六字経法の起点と考えられるのは、嘉保二年(一○九五)である。『中右記』同年九月二 孔雀経や法華経の読経などが宮中で行われ、諸寺・諸社・諸国でも、造仏を伴う仏事が一斉実 但し、検討すべき年不詳の記事がある。 明確ではない。聖教類に、これと対応する明 於 堀河天皇の病気平 私 房 被」始」た

覚禅鈔』「六字経法」には、伴僧が勤める護摩の壇図を載せたあと、 次のような伝を記す。

厳覚奉 仕院御修法 、承仕前行備 故僧正ハサコソセシト云々、 ^(雑俊) 物具、之間、 仏前大弓、此図定立」之、而院被」仰上承仕「云、 弓ハ 弦ヲハツシテ

可」立、

ある。 ており、 未詳である。注意されるのは、 厳覚(一○五六~一一二一)は範俊の弟子で、寛信の師。小野流正嫡として六字経法を修したのだろうが、 六字明王像の考案者を範俊だとされたが、修法も自ら行ったに違いない。そうだとすれば、『中右記』嘉保二年九 この遣り取りについては、寛信『伝受集』や実運 重要な先例と認識されたらしい。年代は書かれてい 弦をはずして弓を立てるよう指示した白河院が、 『秘蔵金宝鈔』巻第一、守覚『秘鈔』巻第七などにも記され ない が、 範俊も六字経法を勤めたのである。 それを範俊の先例としていることで 田 年代は

六字明王像を用いた調伏法としての六字経法の始修を、ここに認めておきたい 月二十四日条に見える、造像を伴った六字経法の実施を、範俊が行ったものと見て、 ほぼ誤りないのではなかろうか(三)。

三 遼仏教と六字経法

る。 主典拠である『大乗荘厳宝王経』が日本に送られたのは一〇七三年だから、その間二十余年は軽視できない長さであ いたる経緯を、辿ってみることにする。 範俊による六字明王像を用いた六字経法の始修が、嘉保二年(一○九五)であることは、 修法実施を必要とする事情は、この期間に生じた筈である。成尋による経典送付から、範俊による新修法実施に 意味あることだと思う。

王陀羅尼経』や『大乗荘厳宝王経』は、その過程で購入し、送付した経典の一部である。成尋は、北宋朝がインド方 たとされている。『大乗荘厳宝王経』は、その部類に属する。六字陀羅尼「唵摩抳鉢訥銘吽」は、 で八世紀以降に形成された後期密教、すなわち性的ヨーガを重視するタントラ仏教で、その後中国では根づかなかっ る者に、インド仏教のオリジナル性を想像させたかも知れない。北宋朝が入手して翻訳した経典類の多くは、 た。『大乗荘厳宝王経』は、北宋朝に至って入手された、比較的新来の経典であり、右の引文をも参照して訳本に接す うな見聞が、『参天台五台山記』に詳しく記録され、購入経典類とともに日本へ送られることで、情報として届けられ 梵本、皆中天竺貝葉、最優美也」(『参天台五台山記』 熙寧六年一月二十六日条)とある如くである。そして以上のよ の新訳・刊本化事業、城内仏閣、貝葉梵本などを実見した。のちに日本で六字経法の典拠に加えられる『聖六字大明 面から新しく入手した梵文経典類に、関心を寄せている。「秘密名字三摩地分梵本・青焔明王儀軌梵本・房荘厳宝王経 ○七二年に入宋した成尋は、入京して、北宋・天竺諸国・契丹・西潘の出身者と交遊したほか、 後期密教を定着さ 許されて、 経

せたチベット等で、 請来によっても、 すぐに重視された訳ではない。 観音真言として今日まで広く唱えられている(窓)。 但し日本では、 角然に続く、 成尋による二

この間は、 宰大弐藤原経平と紛争を起こした、宋商孫忠との対問が命じられている(『水左記』永保元年十月二十五日条、二十九 の貿易上での紛争も起こるなど、交渉が活発である(4)。 宝王経』を典拠に加えた六字経法を成立させるような、新たな密教重視を日本に促す役目を果たすことになる〇〇〇 日条)。これ以前に日本から帰ったのであろう。この劉琨が、これ以後二十年間ほどの通商活動の中で、 劉琨は、 宋熙寧六年(一〇七三)、在宋中の成尋に、宋商劉琨が日本僧からの書を届けた(『参天台五台山記』 永保元年(一〇八一)二月頃に大宰府へ来航したことが確かめられる(『帥記』永保元年二月二十八日条)。 宋皇帝からの進物や宋国牒状、高麗国からの医師派遣要請などにも関係して、複数の宋商が来航し、 来着中の劉琨は、十月二十五日の陣定で、私貿易を行った大 同 年五月二十 『大乗荘厳

とになる。しかしこの一件が、新たな六字経法の案出、さらには仏教史の転換につながる、重要契機になった。そこ 国之路」じ、 遼) 確かめられる三度目の来航は、寛治六年(一○九二)らしい。六月二十七日の陣定では、宋人劉琨が「初通 一〇九五年の範俊による六字経法実修までを念頭に置いて、もう少し事件を辿りたい。 と日本の通商路を開いたことになる。この件は朝廷で問題視され、日遼貿易としての継続の道は閉ざされるこ 日本に銀や宝貨をもたらした、という大宰府からの報告について議された(『中右記』)。劉琨は、 契丹

には出航したが、博多津で延暦寺僧戒覚らを乗り込ませ、密航を手助けした(『渡宋記』同年九月五日条)。

朝廷も充分知るところの敏腕宋商だったのだろう。この度は結局廻却が命じられ、永保二年(一〇八二)九月

日条)。

`勘問を受けている。 「件明範越立趣! といわれる明範は、 (一)九 明範という日本僧が乗っていた。寛治六年九月十三日には、すでに左衛門府に収監されて、 一)に、「日本国遣 兵具を売却して金銀を得たとされている (『中右記』同前)。売却した兵具については、北宋 契丹国 、経 鄭元・鄭心及僧応範等二十八人 、来貢」とあり⑫、 数月帰朝」(『中右記』)とある。『遼史』巻二十五には、 関連するのだろう。 検 前年 非違 商

り、 侶明範を初めて該地に遣わした能動的貿易には、 権帥 などとの軍事対抗上、 仏教に関係するものであろう。そう考える理由は、次の三点である。 藤原伊房や、 対馬守藤原敦輔の要求によるのかも知れない(4)。 遼側 の求めるところであっただろう(音)。 目当てとなる購入品が他にもあったように推測される。それはやは 金銀の入手は、 しかし、 来航宋商を介した貿易にとどまらず、 明範の供述で実の後援者だと判明した

侶としての見識を発揮した可能性はある。僧侶としての活動について、これまであまり追求されてこなかったが、 の点は後に少し述べたい。 第一に、 明範は他ならぬ僧である。「商人僧」という独特の呼ばれ方だが、入宋巡礼僧ではないタイプの、 やはり僧

は、 よっても、 劉琨の誘導と明範の要請が一致してのことであろう。 北宋を中心とする仏教新事情は、 関連文物の商品価値が認識され、 日本側に情報提供された可能性がある。 成尋によって詳しく伝えられたとともに、 劉琨船に明範が同 成尋とも接触あった劉琨に 乗渡航

徴は、 して、 利塔の一つには、 書している(4)。また、重煕十八年 六字真言を説く 心要集』 仏典章疏類の校訂、 たであろう。 接している(『参天台五台山記』 煕寧六年二月二十八日条、三月三十日条)。 准提神呪とともに、 顕教と密教の並修でありながら、特に密教の陀羅尼の功徳を強調することにあるという。 は、 渡航先が遼であることに関係する。成尋は、「契丹僧作詮明抄」 しかも遼の仏教は、十一世紀の半ばに独自の発展をみせていた。大蔵経の刊刻(契丹蔵)とそれに伴う そのような特徴ある遼仏教の教学書を代表する低い。 『大乗荘厳宝王経』についても、 『大乗荘厳宝王経六字大明陀羅尼』 僧による教学書の述作、皇帝を中心とする造寺造仏の盛行、などである領の 六字大明呪「唵麼抳鉢訥銘吽」の効用が、 (一○四九)に完成した慶州城内の白塔 重熙十五年 の印経があった(巻)。 (一〇四六) しかも同書には、『大乗荘厳宝王経』 繰り返し説かれているのである。 契丹版大蔵経 の哈巴斉爾廟石幢に、ハバチル 遼宋間の仏教交流事情は、 (八角七重塔) を得たり、 「契丹人多来由」という実状に (一〇三二~一〇六八年雕 の覆鉢内に納められた法舎 道殴 真言と経文抄記を刻 遼仏教の内容上の 日本側に伝わっ 『顕密円通成仏 そして、この に説く真言と

もって、インド後期密教をも実践的に取り入れていた。その新傾向に着目されたように思われる。 に同経が含まれていたことも、 確かである。のの仏教は、北宋仏教を吸収しつつ、独自の教学研究による裏づけを

以上の三点から推測すれば、 明範は、 遼密教の導入目的を含んで渡航した、とみることができる。 仏書をもたらし

た可能性はあると思う図の それでは、 明範の敢えてする渡遼は、 何に促されてのことか。権帥藤原伊房は、 確かに関与していた。しかし、

導下にあるし、 れた⑸。つまり摂関家が明範側にあり、処罰主体を白河院に想定された。ただ、この時期の陣定は関白師実の政 道久氏は、この一件に注目され、権中納言を罷免された藤原伊房が、摂関家との親縁関係にあることを、丹念に追わ 富を追う行為に遼密教を求める発想は生じないだろう。対馬守藤原敦輔ともども、 右記』寛治元年十一月二十二日条)、白河院近臣としての役を果たしている。なお疑問が残る。そこで、僧侶明範の側 もう少し採りたい。 藤原伊房は法勝寺の額や堀河天皇大嘗会の屏風を書くなど(『水左記』承暦元年十二月十八日条、『中 渡遼の幇助役だと思われる。保立

巻第一「如法愛染王法」の項や、『覚禅鈔』「如法愛染王法」に引く、支度の写である⑵。後者を勧修寺本によって示す。 渡遼事件に関係する史料以外から、明範を探査するならば、左の文書に注目される。 覚禅の師興然が著した『四巻』

支度 範後阿闍梨

注進

御修法十箇日支度事

五色糸三具

蘇 蜜 名 香 白安模。

附子三十両

鐵末百八十両

酢六升 口别六合 赤芥子三升 日別三合

紙百五十張

引生塩六升 三氮六合

油三斗七升 御明并護摩料

米卅三石 仏器直科

布三段噴敷

阿闍梨一口 伴僧六口 承仕三人

駈仕

見丁二人 浄衣 絮笑 紅色、 裳回色

黒色浄衣一領

右支度注進如」件

承暦四季十一月廿一日 行事大法師明節

して、 台山記』等を送って以後、二十余年の動向を、次のように理解するからである。 のちに渡遼する同名僧その人である可能性は高いと思う(ミゥ)。このように推定するのは、 荼羅寺相承を争ったが、 したのであり、「殊籠起」於」斯云々」と伝えられている(『覚禅鈔』)。範俊は、 を踏まえて創られたらしく、 如法愛染王法は、通常の愛染王法とは別の、 範俊のもとで、新修法の支度を院に伝えるなど、実務を担った行事僧が、 院による勝訴裁決と範俊による如法愛染王法実施は、近臣僧侶化の過程を示している図のそ その始修に関係するのが、この史料である。 如意宝珠を本尊とする範俊考案の新修法であるい。 範俊は、白河院の祈りとして六条内裏で修 承暦二年(一〇七八)に同門義範と曼 明範だったのである。この明範が、 成尋が購入典籍や 北宋期の舎利重 『参天台五 視

王経』を参照し、考案した新形姿の六字明王像を用いた六字経法が、範俊によって実修された。以上のように考える 行させた。 繋がりが形成された。白河院らの密教重視は、 仕を求める白河院の指向が一致し、新傾向の密教修法の実施をめぐり、一○八○年には、 成尋からの情報によって、一○七三年に、 前権帥藤原伊房らへの処罰がすんで、 渡遼行為は関白師実率いる陣定で処罰に決したが、遼仏教の書籍類は白河院らの入手するところとなっ 一件落着した翌一〇九五年、 北宋や遼の新しい密教事情が伝えられた。権益保護を恃む範俊と修法奉 呪術性の一層濃い遼仏教への関心を高め、 遼で重視されていた後期密教の 白河院-一〇九一年の明範派遣を敢 ―範俊 『大乗荘厳宝 明範という

明範、

抗する強国だという現実的認識と、「胡の国」だという政治観念的偏見とが重なり、通交歴ない蕃国として警戒された のであろう。 については、関市令弓箭条(「凡弓箭兵器、並不」得」与..諸蕃市易.」)などに抵触する理由(5)だけでなく、宋と軍事 令. 歟」、という理由によるという(『中右記』寛治六年九月十三日条)。 兵具については、宋商孫忠と僧仲回を通じて 「弓胡籙刀等」を宋明州に輸出して問題視された例がある(『水左記』承暦四年〈一○八○〉九月二十日条)。 明範が検非違使に勘問を受けたのは、「契丹者本是胡国也、 有 武勇聞 、僧明範多以 兵具 壳 却金銀 已乖 特に遼 此

このような朝廷の公式対応と区別される白河院の意志が、 遼仏教の端緒的導入や新しい六字経法の成立に結びついた。

むすび

て考えてみる必要があると思う。別に考えてみたいいい 教や後期密教など、これまで考察の視野に入っていなかった要素が導入された史実のもつ意味については、 る呪術性濃いこの修法を、中世仏教形成史の一部に位置づける考察が求められる。一部であるかもしれないが、遼仏 安後期史が刻み込まれている。弓・矢・剣といった兵具を用いた、模擬的殺人行為を含むことなど、 。覚禅鈔』をはじめとする宗教史料から復元できる六字経法には、小文で述べてきたような、国際関係と不可分の平 調伏を目的とす あらため

して独自の情報を含む。秘匿された書面裏には、鳥羽院による興福寺別当玄覚呪詛の例を見出しえたごとく、 『覚禅鈔』「六字経法」を具体的素材として考察することから出発した。真言密教の聖教は、 歴史史料と 権力中

枢の政治史に関係した真意を伝えている場合がある。

ぐって考察したように、平安時代の仏教史と外交史との結びつきは不可分であることが多い。それは、互いに参照し そのものが外交史の史実として認定できる例であるように思う。 うにである。また、別稿では、一一二七年十二月二十七日に如意宝珠法が始修された史実の内に、白河院らによる宋 六字明王像を用いた六字経法の実施に、日遼貿易の試みと遮断を見出し、その後の密教優遇策への前提を確認したよ 部としても見つめる、ということである。阿闍梨範俊と行事明範による如法愛染王法の実施から、範俊による新考案 金交代についての認識の一部を見出した⑸。ともに、外交史によって仏教史を意味づけるというより、 合うことで事実関係をあらたに見出していくことではあるが、さらに言えば、仏教史ないし仏教史史料を外交史の もう一点、仏教史ないしは仏教史料について考えたいことがある。それは外交史との関係である。 六字経法をめ 仏教史の史実

すでに日本中世史では、「五山文学の森の中に外交史の史料をさがし求めるという作業」が進められている⑶。 のみならず、聖教類の中に含まれる外交史史実の探究を、今後の課題の一つとしておきたい。 党

注

- $\widehat{\underline{1}}$ 覚禅鈔研究会「『覚禅鈔』研究についての基本視角」(覚禅鈔研究会編 『覚禅鈔の研究』二〇〇四年、 親王院堯榮文庫)、参照
- (2) 津田徹英「六字明王の出現」(『MUSEUM』五四四、一九九八年)。
- なお、本稿では、覚禅鈔研究会の一員として調査した随心院本の写真を参照し、勧修寺本については『勧修寺善本影印集成5 寺本覚禅鈔目録の、巻四三から巻四五、参照。随心院本については、同じく資料篇・随心院本覚禅鈔目録の、第十函一号三○、 れているが、奥書は、簡略な延宝七年(一六七九)の同文二本を記している。覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』(前掲)資料篇 『大正新脩人蔵経』が底本とした勧修寺本には、三巻の近世写本がある。随心本からの写本と見られる一巻(書写年代不明) 五〇〇 车、 親王院堯榮文庫)を確認した。 参照。
- 4 中野玄三「覚禅伝の諸問題」(初出一九六九年。中野『日本仏教絵画研究』一九八二年、 法蔵館)、 川村知行 「寛信の類秘抄と類聚

- 5 文書—」(『古文書研究』第一一号、一九七七年)、参照。 宗教活動をめぐって用いられる一連の文書の様式と機能については、富田正弘「中世東寺の祈禱文書について―古文書体系論と宗教
- 6 の死去まで権中納言であった(『公卿補任』)。 「中納言」と付すのは勧修寺本の延宝七年書写本である。藤原顕隆は、保安三年(一一二二)から大治四年(一一二九)一月十五日
- 7 寺聖教・文書」(『古文書研究』第四○号、一九九五年)、参照。 奉者藤原顕頼 上川通夫「中世寺院の構造と国家」(『日本史研究』三四四、一九九一年)。同様の例として、保延六年(一一四○)に、鳥羽上皇、 (顕隆息、寛信甥)、寛信による、如法尊勝法をめぐる文書授受の例がある。大覚寺聖教・文書研究会「史料紹介 大覚
- 8 修法例、参照 『覚禅鈔』 「巻数」。なお、津田徹英氏の専論「六字明王の出現」(前掲)の、 [表2] 諸記録にあらわれた平安時代の「六字経法」の
- 9 福寺考」(初出一九八七年。元本『院政期政治史研究』一九九六年、思文閣出版)、参照。 角田文衛「聖武天皇陵と興福寺悪僧信実」(初出一九七五年。角田『王朝の明暗』一九七七年、東京堂出版)、元木泰雄
- <u>10</u> ③支度は十一月十七日付で、七日間の予定と記しているので、その場合は翌十八日から二十四日までと考えられる。
- $\widehat{11}$ 化」(『九州史学』第一四○号、二○○五年)がある。なお、呪殺の論理は、十四、 後期密教に色濃い。正木晃『性と呪殺の密教』(二〇〇二年、 中世仏教におけるその具体相と問題性について、六字経法の例にも触れながら述べたものに、平雅行 講談社)、参照 五世紀以前のチベット密教に表面化したように 「中世寺院の暴力とその正当
- (12) 元木泰雄『藤原忠実』(二○○○年、吉川弘文館)、参照。
- (1) 『図像』は、『大正新脩大蔵経』図像第三卷、所収。
- 14 康暦三年(一三八一)写本。仏教美術研究上野記念財団助成研究会研究報告書『図像蒐成Ⅲ』「覚禅鈔 **沙** 2」、一丸九五年。
- $\widehat{15}$ 記している。なお、六字とは、オム、マ、ニ、パ、ドメ、フム、合わせて六字数であることをいう。 元海(一〇九三~一一五六)の『厚造紙』(『大正新脩大蔵経』第七十八巻)には、六字明王の真言として「唵摩抳鉢訥銘吽」と明
- $\widehat{16}$ 平雅行「中世宗教史研究の課題」(平『日本中世の社会と仏教』一九九二年、塙書房)、同「中世寺院の暴力とその正当化」(前掲)。
- <u>17</u> 上川通夫「東寺文書の史料的性質について」(『愛知県立大学文学部論集』第四八号〈日本文化学科編第二号〉、二〇〇〇年)。

- <u>18</u> 期における秘密修法」、 王の出現」 この史料に注目した主な研究には次のものがある。速水侑『平安貴族社会と仏教』(一九七五年、吉川弘文館)第一章第四節「院政 (前掲)。 中野玄三『六道絵の研究』(一九八九年、淡交社)第四章第五節「東密と台密の六字経法」、津田徹英「六字明
- (19) 以上の各説については、前掲註(18)論文参照
- (2) 津田徹英「六字明王の出現」(前掲)
- (21) 『大正新脩大蔵経』第二十巻。
- (2) 『大正新脩大蔵経』第二十巻。
- (24) 『大正新脩大蔵経』第二十巻。(23) 『大正新脩大蔵経』第二十巻。
- (25)『大正新脩大蔵経』第二十巻。
- $\widehat{26}$ 記 められている。 も関係する。 十一世紀半頃作成の『小野経蔵目録』(『龍門文庫善本叢刊』第十二巻、二 帖」と見える。『真福寺善本叢刊第二期6 同書の山崎誠氏と千本英史氏による解説に、遼仏教と日本仏教の関係を含む的確な問題点整理があり、本稿の考察と 伝記験記集』(二〇〇四年、 臨川書店) 九八八年、 勉誠社)に、「六字神呪経験記一帖」「六字験 に、正応三年(一二九〇)書写本が影印で収
- <u>27</u> 不詳である。『秘鈔』巻第七「六字」には、「六字法一巻」に「観音法也」と注す。
- (28) 『大正新脩大蔵経』第七十八巻。
- $\widehat{29}$ 法蔵館)、『大蔵経全解説大辞典』(一九九八年、 経典本文、ならびに『佛書解説大辞典』第十巻(改訂再版、一九六七年、大東出版社)、『密教大辞典』(増訂第一版、一九七○年、 雄山閣出版)を参照した。
- <u>30</u> 大中祥符八年(一〇一五)に成った『大中祥符法宝録』巻六(『宋蔵遺珍』第六冊、一九七八年、新文豊出版公司)による。
- $\widehat{31}$ 別巻・仏教経典総論 「穀」にいたる二七八巻であり、他に未配列の一四四巻冊があった。北宋版の覆刻である高麗版大蔵経によると、『聖六字大明王陀羅尼 『参天台五台山記』 「槐」であり、 | 熙寧六年四月十三日条によると、顕聖寺印経院から成尋に届けられた新印経典は、千字文配列では「杜」から (一九三六年。改訂三刷、 成尋請来本に含まれる。また、次に述べる『大乗荘厳宝王経』は「杜」である。小野玄妙『仏書解説大辞典 一九八六年、大東出版社)。

などがある。

- 32 『大中祥符法宝録』巻三による。『大乗荘厳宝王経』は、 『大正新脩大蔵経』 第二十巻に収められている
- (33) 註(31) 参照。
- ると述べるのに続け、 他に、 師亮禅(一二五八~一三四一)の伝を記した亮尊『白宝口抄』(『大正新脩大蔵経』図像第六巻)「六字経法上」の「本書事」 常喜院云、成尋阿闍梨渡」之云々、元海云奝然録録入之云々」とする。 同経を「奝然請来新度也」とする。「六字観音事」の項には、尊名に六字明・六字天・黒六字・黒仏・六字忿怒の各伝があ 『大乗荘厳宝王経』巻第四の六字明王の形姿説明文を引く。それに注して、「私云、此経大宗新渡一切経中有」之、
- $\widehat{35}$ 津田徹英「六字明王の出現」 (前掲)、[表2] 諸記録にあらわれた「六字経法」の修法例、参照。 記事の出典等はこの表に譲り、 特
- $\widehat{36}$ 臂事」項に、六字明王像の由来を問われた範俊の言として、「大師甚秘様歟」と記す。『覚禅鈔』の 承けた藤原良房が、真雅に命じて修せしめ、惟高親王を抑えての清和天皇即位(八五八年)を実現させた、という。 した円仁以来門徒が相承し、中絶時期を挟んで、皇慶の師静真が復活させたと述べる。真言では、『白宝口抄』「六字経法上」の「六 に必要な場合を除いて本文では省略する。 『阿裟縛抄』第八十七「六字河臨法」に引く「勝林決」は、 康平七年(一○六四)に六字経法を修した山門長宴の伝だが、唐で受法 「勤修記」には、文徳天皇の意を
- 37 争った義範(一〇二三~一〇八八)が、実際にいつ修したのかは未詳である。 ○五~一一六○)の『玄秘鈔』(『人正新脩大蔵経』第七十八巻)などには、六字経曼荼羅に呪詛神を加えたことを記している。 寛信『伝受集』巻第四「六字」の項には、「義範僧都調伏修」之」とあり、弓箭等を用いたことを略記している。成尊正嫡を範俊と なお、範俊の六字経法との関わりについて、実運(一
- 38 平楽寺書店)、など。 栂尾祥雲『秘密仏教史』(一九三三年。現代仏教名著全集第九巻・隆文館版、一九七七年)、松永有慶『密教の歴史』(一九六九年、
- $\widehat{39}$ 華の上にある『フーム』」、「オーム、クリトリスをもつものよ、 (『東海佛教』第四十一輯、 『仏教文化事典』(一九八九年、 女性の性器を象徴する蓮華(パドマ)を対にするもの、という自説を述べられている。佐久問留理子「六字世自在成就法の研究 一九九六年)。 **佼正出版社)、など。佐久間留理子氏は、六字の呪文の意味について、「オーム、宝石の溢れ出る蓮** 女性の陰部よ、フーム」、などと解す諸説を挙げ、 男性の性器
- 40 劉琨の活動に触れた研究として、原美和子「成尋の入宋と宋商人――入宋船孫忠説について」(『古代文化』第四四巻第一号一九九二年)、

Д

- <u>41</u> 『対外関係史総合年表』(一九九九年、吉川弘文館)、榎本渉「北宋後期の入宋間交渉」(『アジア遊学』六四、二○○四年)。
- $\widehat{42}$ 校勘記も参照。なお、『遼史』巻二十五には、 「応範」とするのは、 中華書局版の校刊記が指摘するように、穆宗の「明」を避けたのだろう。中華書局版 翌年九月丁未条にも、「日本国遣使来貢」があったという。 『遼史』巻六、穆宗上の
- (43) 『高麗史』宣宗十年(一〇九三)七月癸未条には、次の記事がある。

捕 海船一 艘、所」載宋人十二、倭人十九、有。弓箭・刀剣・甲冑并水銀・真珠・硫黄・法螺等物、、必是両国海賊共欲 侵

圏・老也

東京大学出版会)。 高麗水軍が拿捕した事件である、と証明された。李領「院政期の日本・高麗交流に関する一考察」(李『倭寇と日麗関係』一九九九年 『遼史』にいう僧応範の来航人数と近く、 同規模であろう。李領氏は、 武器輸出をはかる遼への貿易船を、その航路である延平島で

- $\widehat{44}$ を命じられた(『中右記』同年十月十五日条)。 |拷問された明範は、「為…帥卿使 申…渡彼国。」と白状した(『中右記』寛治七年二月十九日条)。対馬守藤原敦輔は、 少し遅れて上洛
- $\widehat{45}$ 竺沙雅章 『宋元佛教文化史研究』(二〇〇〇年、汲古書院)。 神尾弌春『契丹佛教文化史考』(一九三七年。一九八二年復刻、 第一書房)、野上俊靜『遼金の仏教』(一九五三年、 平楽寺書店)、
- $\widehat{46}$ 『大正新脩人蔵経』第四十六巻所収。末木文美士「顕と密」(末木『鎌倉仏教形成論』一九九八年、 法蔵館)、参照
- 47 鳥居龍蔵「考古学上より見たる遼の文化」(一九五一年。『鳥居龍蔵全集』第六巻、一九七六年、 朝日新聞社)。
- 48 料・石刻史料よりみた契丹(遼)時代の仏教」(『日本史研究』五二二、二〇〇六年)。 徳新・張汉・韓仁信「内蒙古巴右旗慶州白塔発現遼代仏教文物」(『文物』一九九四年第十二期)の表六、参照。古松崇司「考古資
- $\widehat{49}$ |房山石経(遼金部分)|| 第十九冊(二〇〇〇年、華夏出版社)、参照。古松崇志氏のご教示による の遼金刻部分は、契丹蔵に拠っており、金刻部分に『大乗荘厳宝王経』がある。 中国仏教協会・中国仏教図書文物館
- 50 居龍蔵全集』第六巻、前掲)、常磐大定「我が平安朝時代に於ける日本僧の入遼」(『東方学報』〈東京〉一一、一九四〇年)、竺沙雅章 **「宋元佛教文化史研究」** 明範が、遼の仏書を輸入した可能性については、以前から想定されている。 (前掲)。 鳥居龍蔵「我が国と契丹文化の関係」(一九三二年。『鳥
- $\widehat{51}$ 保立道久「院政期の国際関係と東アジア仏教史」(保立『歴史学をみつめ直す』二〇〇四年、 校倉書房)。

- $\widehat{52}$ 興然 修寺善本影印集成 四巻 は 『大正新脩大蔵経』第七十八巻所収。『覚禅鈔』「如宝愛染王法」 (前掲註3) の『覚禅鈔 九」所収。 は、 勧修寺本が鎌倉初期に溯る古写本と見られる。
- $\widehat{53}$ 大覚寺聖教・文書研究会「史料紹介 大覚寺聖教・文書」(前掲)の「三 『霊宝事』付・禅助書状』 の解説 (川端新氏執筆)、
- 54 川通夫「文書様式の聖教について―杲宝筆範俊解写―」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』一九九九年、東京堂出 自ら鳥羽宝蔵の司になったと伝える(『真言伝』巻六、範俊伝)。

版)。

なお、その結果、

範俊相承の聖教・道具等を白河院に進め、

- **5**5 講師研学竪義次第』や『三会定一記』に見える承暦三年(一○七九)の興福寺維摩会講師明範は、 翌年には大衆の反発が表面化している(『殿暦』康和三年十月十七日条)。同じ頃に仁静私領の系譜を引く大和国吉助荘を獲得してい る(安田次郎「大和国」前掲)。小野曼荼羅寺や鳥羽離宮での活動以外に、 園Ⅱ』一九九五年、吉川弘文館、参照)。康和二年(一一○○)には、白河院の推挙で興福寺権別当になり(『東寺長者補任』など)、 三年四月二十四日条)、 明範の出自や、範俊との結びつきの背景については、よくわからない。範俊は、興福寺の仁勢大威儀師の子であり(『中右記』天承 感神院所司解 このほか、渡遼事件の処罰が終わった翌年、嘉保二年(一〇九五)十二月二十八日には、範俊が法橋から権少僧都に一躍昇進し、 承徳二年 明範は検非違使に拷問を受けているが、藤原伊房らのような処罰史料がみえない。 不次賞也」(『東寺長者補任』) などと特筆されている。同じ時、 (『平安遺文』第四巻 (一○九八)十月十五日丹波国波々伯部村立券文案(『平安遺文』第四巻一三九八)や長治元年(一一○四)四月十六 荘園経営のプロともいえる父をもつ(仁静については安田次郎「大和国」、『講座日本荘園史7 六一〇)に、 感神院所司として三綱の大法師明範がみえる。渡遼明範とは別人であろう。 南都興福寺との関係は続いていたらしい。一方、 阿闍梨宣旨を得た僧の中に、 疑問は残るが、 永保二年(一〇八二)に死去している。 別人であるとは断定でき 明範の名が見える(『中 近畿地方の荘 『維摩会
- $\widehat{56}$ 止まった(『水左記』承暦四年九月二十日条)。 稲川やよい「『渡海制』と この令規定に違反したとする。 **「唐物使」** 稲川氏が指摘されるように、経平への処罰は曖昧で、 の検討」(『史論』第四十四集、 九九一年) は、仲回らの貿易に関与した大宰人弐藤原経平の 「世気色」を憚った「勅定」が下されるに
- 57 この稿は、 上川通夫「日本中世仏教の成立」(『日本史研究』五二二、二〇〇六年)での考察と不可分である。
- 58 上川通夫「如意宝珠法の成立」(覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』二〇〇四年、 親王院堯榮文庫)
- 村井章介 「アジアへの視線」 (村井『アジアのなかの中世日本』一九八八年、 校倉書房)。